

調整結果報告第2号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第5回	平成16年5月21日	決定	第6回	平成16年6月25日
【調整方針】					
1 国民健康保険税の賦課形態及び課税限度額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。					
2 国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。					
3 国民健康保険税の法定軽減制度については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併する年度の翌年度以降は法令の定めるところにより統一する。					
4 <u>国民健康保険税の納期については、合併時まで調整する。</u>					
5 保険給付及び高額療養費貸付あっせんについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。					
6 保健事業については、新町において調整する。					
7 国民健康保険運営協議会については、合併時に統合する。					

(別紙)

協議項目	22-6 国民健康保険事業の取扱い			
決定されている調整方針	国民健康保険税の納期については、合併時まで調整する。			
項目	幕別町	更別村	忠類村	調整結果
国民健康保険税の納期	第1期 6月16日 ~ 同月30日まで 第2期 8月16日 ~ 同月31日まで 第3期 9月16日 ~ 同月30日まで 第4期 10月16日 ~ 同月31日まで 第5期 11月16日 ~ 同月30日まで 第6期 12月1日 ~ 同月25日まで	第1期 8月11日 ~ 同月31日まで 第2期 10月11日 ~ 同月31日まで 第3期 12月1日 ~ 同月20日まで 第4期 2月11日 ~ 同月28日まで	第1期 7月1日 ~ 同月31日まで 第2期 10月1日 ~ 同月31日まで 第3期 12月1日 ~ 同月25日まで	第1期 6月16日 ~ 同月30日まで 第2期 7月16日 ~ 同月31日まで 第3期 8月16日 ~ 同月31日まで 第4期 9月16日 ~ 同月30日まで 第5期 10月16日 ~ 同月31日まで 第6期 11月16日 ~ 同月30日まで 第7期 12月1日 ~ 同月25日まで 第8期 翌年1月16日 ~ 同月31日まで